

○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

平成2年12月3日運輸省告示第595号
最終改正：平成26年12月26日国土交通省告示第1201号

放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）の規程に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示を次のように定める。

（用語）

第1条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（表面密度限度）

第2条 規則第6条第2項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

アルファ線を放出する放射性同位元素	0.4ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	4ベクレル毎平方センチメートル

（輸送物等の輸送指数の決定方法）

第3条 規則第7条第3項の輸送指数の決定に用いられる値が、0.05以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を0とすることができる。

- 一 輸送物の表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、規則第7条第2項第1号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）
- 二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値
- 三 輸送物が収納されているコンテナの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

（放射性輸送物等に係る標識）

第4条 規則第8条第1項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第8条第1項の表第1号及び第4号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第1類白標識（第1号様式）
- 二 規則第8条第1項の表第2号及び第5号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第2類黄標識（第2号様式）
- 三 規則第8条第1項の表第3号及び第6号に掲げる放射性輸送物等にあっては、第3類黄標識（第3号様式）

第4条の2 規則第8条第2項第1号及び第3項第2号の規定による国連番号の表示は、当該放射性同位元素等（本邦内のみを運搬されるものを除く。）の品名ごとに核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第196号。以下「核運搬規則細目告示」という。）別表に定める国連番号と同一のものを「UN」の文字に続けて表示することにより行うこととする。

2 規則第8条第2項第2号及び第3項第3号の告示で定める品名は、核運搬規則細目告示別表の品名の該当する欄に掲げる日本語名又は英語名（ただし、「less than 0.1 kg per package」、「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く。）と同一のものとする。

3 規則第8条第2項第10号の規定による当該輸送容器の識別記号は、外運搬規則第22条第6号又は施行規則第18条の18第3号による承認容器登録番号が定められているものにあつてはその番号、承認容器登録番号が定められていないものにあつては設計された国の名称及び製造業者名を表示するものとする。

(三葉マーク)

第5条 規則第8条第4項の告示で定めるマークは、三葉マーク(第4号様式)とする。

(コンテナ標識)

第6条 規則第8条第5項及び第17条第8項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識(第5号様式)とする。

(コンテナ標識に係る国連番号の表示)

第7条 規則第8条第7項及び第17条第10項の告示で定める品名は、核運搬規則細目告示別表の品名の該当する欄に掲げる日本語名又は英語名(ただし、「less than 0.1 kg per package」、「non-special form」及び「non-fissile or fissile-excepted」の表記の部分を除く。)と同一のものとする。

2 規則第8条第7項及び第17条第10項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに核運搬規則細目告示別表に定める国連番号と同一のものを65ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第8条第5項又は第17条第8項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

二 規則第8条第5項又は第17条第8項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第8条第6項又は第17条第9項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)に近接して付された国連番号用副標識(第6号様式)上

(I P型輸送物等に係る放射能の量の限度)

第8条 規則第9条第5項及び第17条第12項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

<p>一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に定めるLSA-I及び放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第4条第1項第1号に定めるLSA-I</p>	<p>制限なし</p>
<p>二 LSA-II等(核燃料物質科学技術庁告示第五条第一項第二号に定めるLSA-II及び放射性同位元素科学技術庁告示第4条第1項第2号に定めるLSA-IIをいう。以下同じ。)及びLSA-III等(核燃料物質科学技術庁告示第5条第1項第3号に定めるLSA-III及び放射性同位元素科学技術庁告示第4条第1項第3号に定めるLSA-IIIをいう。以下同じ。)のうち可燃物以外の固体</p>	<p>制限なし</p>
<p>三 LSA-II等及びLSA-III等のうち前号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>核燃料物質科学技術庁告示第3条の表の特別形核燃料物質等以外のものの項に定めるA₂値(以下「A₂値」という。)の百倍</p>
<p>四 核燃料物質科学技術庁告示第5条第2項第一号に定めるSCO-I及び放射性同位元素科学技</p>	<p>A₂値の百倍</p>

術庁告示第四条第二項第一号に定めるSCO-I並びに核燃料物質科学技術庁告示第5条第2項第2号に定めるSCO-II及び放射性同位元素科学技術庁告示第4条第2項第2号に定めるSCO-II	
---	--

(車両表面の汚染限度)

第9条 規則第10条第2項及び第17条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

- 一 非固定性汚染 車両の表面の放射性同位元素の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性同位元素	0.4ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	4ベクレル毎平方センチメートル

- 二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線量当量率が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第10条 規則第11条第1項及び第17条第14項の告示で定める車両標識は、車両標識(第7号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第11条 規則第11条第2項及び第17条第15項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに核運搬規則細目告示別表に定める国連番号と同一のものを65ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第11条第1項又は第17条第14項の規定により車両に付された車両標識上
- 二 規則第11条第1項又は第17条第14項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第6号様式)上

(放射線防護計画の記載事項)

第11条の2 規則第15条の3の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
- 二 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
- 三 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項
- 四 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
- 五 緊急時の対応に関する事項
- 六 緊急時のための訓練に関する事項
- 七 放射線防護計画の品質保証に関する事項
- 八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(教育及び訓練に関する事項)

第11条の3 規則第15条の4の告示で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

- 一 放射性輸送物等の取扱い方法に関する事項
- 二 職務に応じた特定の訓練に関する事項
- 三 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
- 四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

第12条 規則第17条第5項の輸送指数の決定に用いられる値が、0.05以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を0とすることができる。

- 一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染物等が収納されているタンクの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、規則第17条第5項第1号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に100を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値）

第13条 規則第17条第5項第1号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	0.02
トリウムの化学的精鉱	0.3

（低比放射性同位元素等に係る標識）

第14条 規則第17条第7項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

一 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が0であるものにあつては、第1類白標識（第1号様式）

二 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであって、前号に掲げるものの以外のものであり、かつ、輸送指数が1を超えないものにあつては、第2類黄標識（第2号様式）

三 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであって、前2号に掲げるものの以外のものであつては、第3類黄標識（第3号様式）

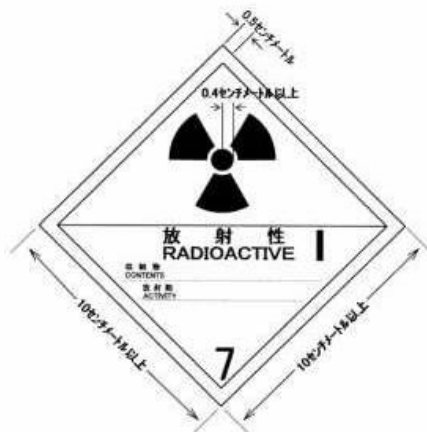
（同乗制限に係る低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク）

第15条 規則第17条第17項において準用する規則第15条の2の告示で定める低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクは、前条第2号又は第3号に掲げる低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

（特別措置により運搬する場合に付す標識）

第16条 規則第18条第4項の告示で定める標識は、第3類黄標識（第3号様式）とする。

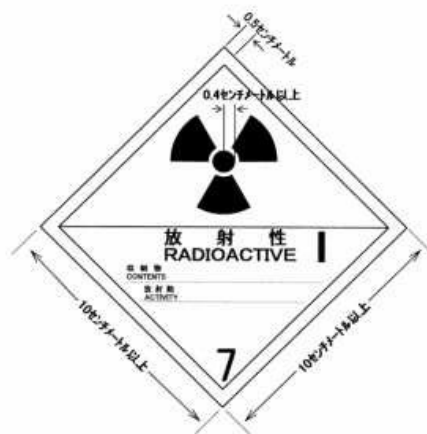
第1号様式（第4条、第14条関係）
第1類白標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる2以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	白	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

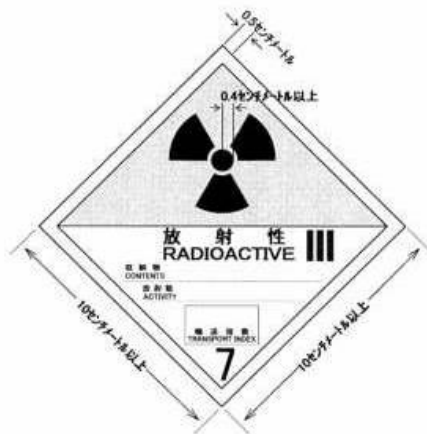
第2号様式（第4条、第14条関係）
第2類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる2以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

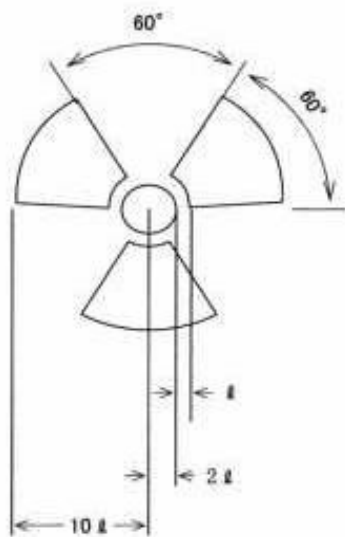
第3号様式（第4条、第14条、第16条関係）
第3類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる2以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	斜線を施した部分	赤
三葉マーク	黒	ふちの部分	白
下半分の地	白	ふちの内側の線	黒
文字	黒	区分線	黒

第4号様式 (第5条関係)
三葉マーク



注 1 ϕ は、0.2センチメートル以上とする。

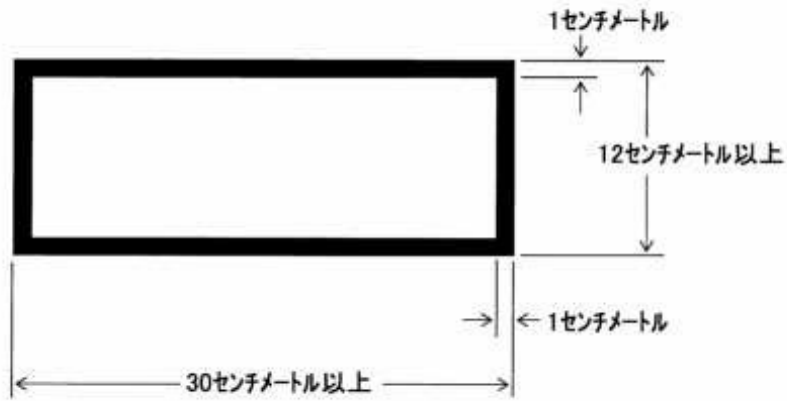
第5号様式（第6条関係）
コンテナ標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 φは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性（RADIOACTIVE）」の文字を削ることができる。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	ふちの部分	白
三葉マーク	黒	ふちの内側の線	黒
下半分の地	白	区分線	黒
文字	黒		

第6号様式（第7条、第11条関係）
国連番号用副標識



注 色彩は次表によるものとする。

部 分	色彩
地	橙
ふちの部分	黒

第7号様式（第10条関係）
車両標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 φは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。ただし、注4により標識を縮小する場合には、この限りでない。
 4 車両に付すことが困難な場合には、φを、0.2センチメートルまで縮小することができる。ただし、この場合であっては、相対的比率を保たなければならない。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩	部 分	色 彩
上半分の地	黄	ふちの部分	白
三葉マーク	黒	ふちの内側の線	黒
下半分の地	白	区分線	黒
文字	黒		

附 則（平成2年12月3日運輸省告示第595号）
この告示は、平成3年1月1日から施行する

附 則（平成13年6月28日国土交通省告示第1906号）
（施行期日）

第1条 この告示は平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

第2条 この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、この告示による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（以下この条において「新告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前にこの告示による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この条において「放射線障害防止法」という。）第18条の2第2項に規定する確認（放射線障害防止法第41条の11第1項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。）を受けて、施行日以後運搬される放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 国土交通大臣は、施行日前においても、新告示の定めるところにより、放射線障害防止法第18条の2第2項の確認を行うことができる。

附 則（平成16年12月24日国土交通省告示第1617号）
（施行期日）

第1条 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

（放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、第1条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この告示の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、第2条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

表 題（平成18年12月26日国土交通省告示第1530号）

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）の一部を改正する告示を次のとおり定め、平成19年1月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日国土交通省告示第381号）

この告示は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年12月26日国土交通省告示第1201号）
（施行期日）

1 この告示は、平成27年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この告示による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。